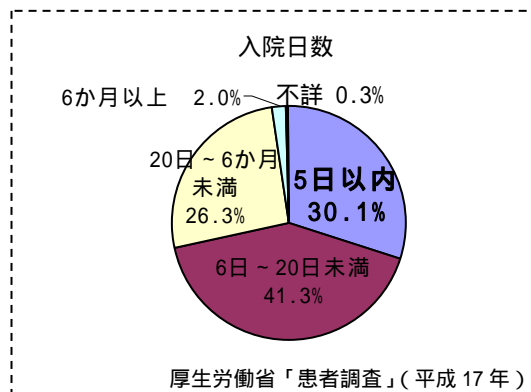


開発の背景・コンセプト

好評の基本機能・特長を継承

医療技術の進歩による日帰り入院や手術等の増加を背景に、平均入院日数は短期化しています。

一方、入院には日数にかかわらず、何かと物入りな費用（交通費や入院に際する日用品購入費、入院開始時の保証金、入院証明書発行費用等）があります。これらの費用を賄う心強い仕組みとして、「新医療保険（2006年11月発売）」「新ガン保険（2007年4月発売）」でご好評いただいた短期入院への手厚い保障（5日以内の入院でも一律5日分の入院給付金をお支払い）を新商品でも採用しました。



また、「自動振替貸付」による失効防止の機能を引き継ぎ、万一、保険料のお払込みが滞った場合でも“契約失効により給付金をお支払いできない”という事態が起こりにくい仕組みを維持しています。

先進医療保障にプラスの安心

先進医療の実施医療機関は、技術に応じた所定の基準を満たしたものに限定されており、受療のために遠隔地から移動して通院または入院しなければならないケースがあります。従来の「新医療保険」、「新ガン保険」では、この点を踏まえて「先進医療にかかわる技術料」と「交通費」を実費払で保障する仕組みを実現していましたが、新商品では新たに約款所定の宿泊費もお支払対象に追加いたしました。（1泊につき1万円限度）

「ベッド数不足等の理由で先進医療の実施医療機関に入院できず、近隣のホテルなどに滞在しながら治療を受けることも多い」という実態をもとにお支払対象を拡大し、先進医療の保障にプラスの安心を加えました。

【先進医療に係わる自己負担費用と実施医療機関数の例】

技術名	年間実施件数	平均費用	医療機関数
悪性腫瘍に対する陽子線治療	821件	2,759,378円	5機関
重粒子線治療	779件	3,023,297円	2機関

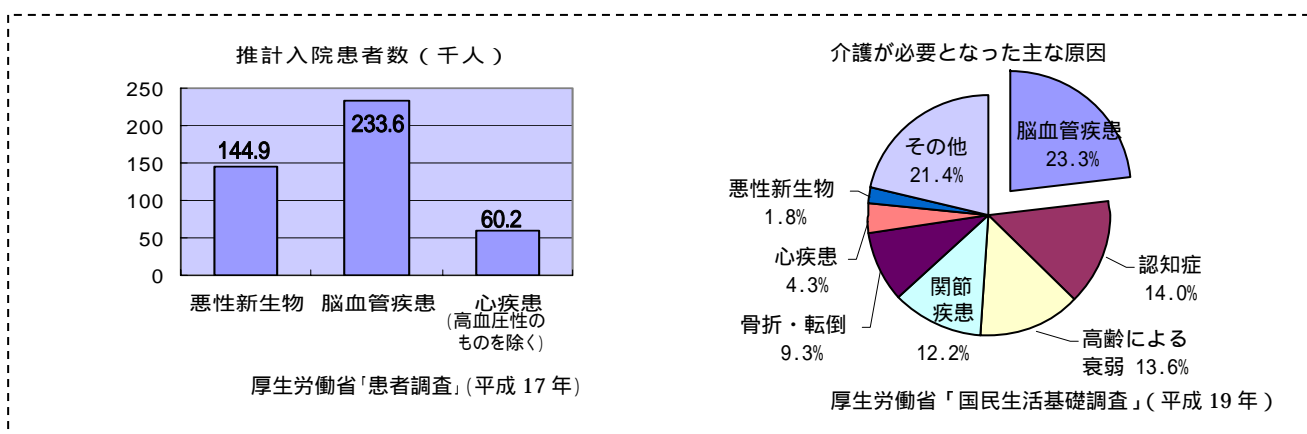
第45回先進医療専門家会議資料「平成21年度実績報告（平成20年7月1日～平成21年6月30日）」をもとに当社試算。医療機関数は平成22年1月4日現在（厚生労働省）

脳卒中の特性にフォーカス

脳血管疾患（主に脳卒中）の推計入院患者数は約23万人となっており、ガン（悪性新生物）の約14万人を上回っていますが、従来、ガン保険はあっても、脳卒中の治療支援に特化した商品はありませんでした。（2010年1月当社調べ）

また、脳卒中が死亡原因に占める割合は他の三大疾病に比べて低い一方、介護を必要とされる方の4分の1近くは脳卒中を原因としており、退院後も長期にわたって社会復帰への努力を要する疾病と言えます。

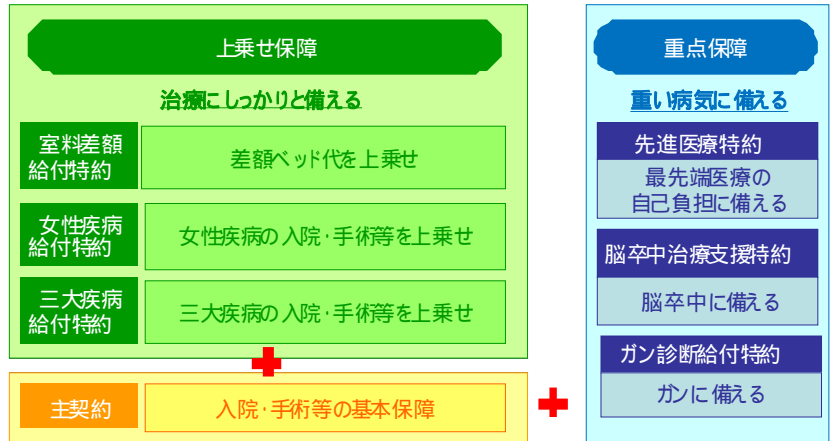
「脳卒中治療支援特約」はこうした特性をもつ脳卒中にフォーカスし、発病から社会復帰までを継続して支援します。（脳卒中治療支援特約は、脳血管疾患のうち「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞」を保障の対象とします。）



・ G K 生命の保険・新医療保険（正式名称：新医療保険）の概要

1. 特長

< 保障の組み合わせのイメージ >
 入院、手術の保障を中心としたシンプルな主契約に、治療にしっかりと備える「上乗せ保障」および、重い病気に備える「重点保障」を可能とする各種特約をラインアップしましたので、これらを組み合わせることでお客様一人ひとりのニーズに応えます。



< 主契約の特長 >

- ・日帰り入院から保障、入院5日目までは一律5日分(日額の5倍)をお支払いします。
- ・手術給付は公的医療保険の算定対象となる手術を対象とした他、放射線治療や集中治療室(ICU)管理もお支払対象とし、わかりやすく、かつ手厚い保障内容としました。
- ・保険料の自動振替貸付を取り扱います。

基本保障(主契約)	入院されたとき 災害・疾病入院給付金	1日以上5日以内の入院 6日以上入院	入院給付金日額 × 5 入院給付金日額 × 入院日数
	公的医療保険が適用となる手術、または先進医療に該当する手術を受けられたとき 手術給付金	入院中の手術のとき 外来での手術のとき	入院給付金日額 × 10 入院給付金日額 × 5
	放射線治療や温熱療法を受けられたとき 放射線治療給付金		入院給付金日額 × 10
	入院中に集中治療室(ICU)管理を受けられたとき 集中治療給付金		入院給付金日額 × 20
	死亡されたとき 死亡給付金		解約返戻金相当額

終身保障・定期保障タイプがあります。

< 新設特約：脳卒中治療支援特約 の特長 >

- ・脳卒中と診断され入院した時点で脳卒中入院一時金をお支払いし、発病後、早い段階での経済的負担や不安を軽減します。また、お支払事由に該当のつど、回数制限なく脳卒中入院一時金をお支払いすることで、脳卒中の再発に備えます。(脳卒中入院一時金のお支払いは、2年に1回のお支払いを限度とします)
- ・神経学的後遺症が継続したと診断された場合、まず回復支援給付金を、その後入院にかかわらず6か月ごとに5回にわたって回復支援年金をお支払いし、入院を伴わないリハビリ期間を含めてお客さまを支援します。

脳卒中治療支援特約	脳卒中と診断され、入院されたとき 脳卒中入院一時金	基本給付金額 × 20%
	脳卒中入院一時金がお支払された後、60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき 回復支援給付金	基本給付金額 × 50%
	の診断日から6か月ごとの月単位の応当日(回復支援年金) 回復支援年金	基本給付金額 × 10%(5回)

2. 保障内容

名称		お支払事由	お支払額
先進医療 特約	先進医療 給付金	先進医療による療養を受けられたとき	被保険者が負担した次の額 (1) 先進医療にかかわる技術料 (2) 交通費 (3) 宿泊費(1泊につき1万円を限度)
	三大疾病 入院給付金	三大疾病により入院されたとき	(1) 1日以上5日以内の入院 三大疾病入院給付金日額×5 (2) 6日以上入院 三大疾病入院給付金日額×入院日数
	三大疾病 手術給付金	三大疾病により主契約の手術給付金の 支払われる手術を受けられたとき	(1) 入院中に受けた手術の場合 三大疾病入院給付金日額×10 (2) 外来で受けた手術の場合 三大疾病入院給付金日額×5
三大疾病 給付特約	三大疾病 放射線治療 給付金	三大疾病により主契約の放射線治療給付金の 支払われる放射線治療を受けられたとき	三大疾病入院給付金日額×10
	女性疾病 入院給付金	女性疾病により入院されたとき	(1) 1日以上5日以内入院 女性疾病入院給付金日額×5 (2) 6日以上入院 女性疾病入院給付金日額×入院日数
	女性疾病 手術給付金	女性疾病により主契約の手術給付金の 支払われる手術を受けられたとき	(1) 入院中に受けた手術の場合 女性疾病入院給付金日額×10 (2) 外来で受けた手術の場合 女性疾病入院給付金日額×5
女性疾病 給付特約	女性疾病 放射線治療 給付金	女性疾病により主契約の放射線治療給付金の 支払われる放射線治療を受けられたとき	女性疾病入院給付金日額×10
	室料差額 給付金	主契約の入院給付金の支払われる入院をされ、 室料差額が発生したとき	次のいずれか小さい額 (1) 支払限度期間中に発生した室料差額 (2) 室料差額基準日額に入院給付金の支 払われる入院の日数を乗じた金額
	脳卒中 入院一時金	脳卒中により入院されたとき	基本給付金額×20%
脳卒中治療 支援特約	回復支援 給付金	脳卒中による入院後、60日以上他覚的な 神経学的後遺症が継続したと診断されたとき	基本給付金額×50%
	回復支援 年金	回復支援給付金の支払事由に該当した日から 6か月ごとの月単位の応当日が到来したとき	基本給付金額×10%(5回)
ガン診断 給付特約	ガン診断 給付金	次のいずれかに該当したとき ・ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定 されたとき ・本給付金が支払われることとなった診断確定日ま たは最終の入院の開始日から、その日を含めて2 年を過ぎてガンによる入院を開始されたとき	ガン診断給付金額

各特約にはいずれにも死亡給付金があり、被保険者の死亡時における解約返戻金相当額をお支払いします。

3. 保険料例

終身保障タイプ/終身払

月払・口座振替扱(単位:円)

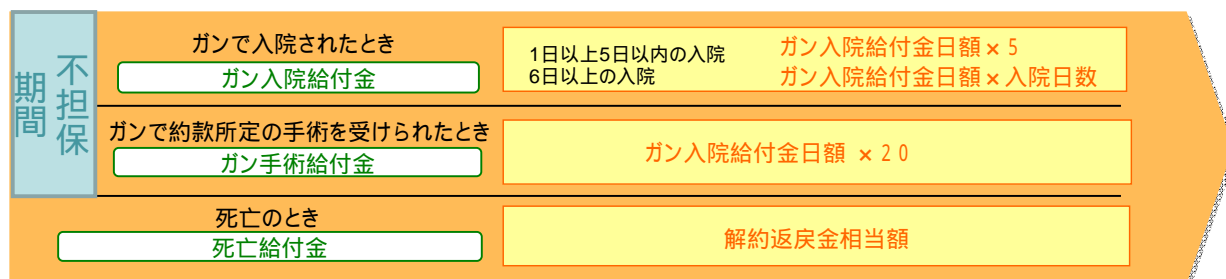
性別	年齢	主契約 60日型 日額 10,000円			先進医療 特約	脳卒中 治療支援 特約 100万円	ガン診断 給付特約 100万円	室料差額 給付特約 日額1万円	三大疾病 給付特約 日額1万円	女性疾病 給付特約 日額1万円
		新医療 保険	新医療 保険	新/旧						
男性	20歳	3,500	3,650	95.9%	97	679	1,176	1,640	1,150	X
	30歳	4,270	4,460	95.7%	97	889	1,663	2,020	1,640	
	40歳	5,530	5,670	97.5%	97	1,266	2,540	2,600	2,420	
	50歳	7,540	7,590	99.3%	97	2,005	3,952	3,580	3,810	
女性	20歳	3,650	3,610	101.1%	97	558	1,047	1,660	1,090	1,370
	30歳	4,260	4,410	96.6%	97	691	1,469	1,960	1,490	1,560
	40歳	5,070	5,590	90.7%	97	907	2,004	2,380	2,130	1,520
	50歳	6,700	7,490	89.5%	97	1,297	2,594	3,170	3,150	1,890

・ G K 生命の保険・新ガン保険（正式名称：新ガン保険）の概要

1. 特長

< 主契約の特長 >

- ・ 上皮内ガン(食道・胃・大腸の粘膜内ガン、0期の子宮頸ガンなどの早期ガン)および皮膚ガンを含むガンを対象とし、各給付金は日数、回数の制限なくお支払事由該当のつど繰り返しお支払いします。
- ・ ガン入院給付金は日帰り入院から保障し、入院5日目までは一律5日分(日額の5倍)をお支払いします。
- ・ 保険料の自動振替貸付を取り扱います。



2. 特約の保障内容

名称		お支払事由	お支払額
ガン診断給付特約	ガン診断給付金	次のいずれかに該当したとき ・ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき ・本給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を過ぎてガンによる入院を開始されたとき	ガン診断給付金額
在宅療養給付特約	在宅療養給付金	ガン入院給付金の支払われる入院をし、入院日数が継続して20日以上となった後、生存して退院されたとき	ガン入院給付金日額 × 20
ガン先進医療特約	ガン先進医療給付金	ガンにより約款所定の先進医療による療養を受けられたとき	被保険者が負担した次の額 (1) 先進医療にかかわる技術料 (2) 交通費 (3) 宿泊費(1泊につき1万円を限度)
ガン室料差額給付特約	ガン室料差額給付金	主契約のガン入院給付金の支払われる入院をされ、室料差額が発生したとき	次のいずれか小さい額 (1) 主契約のガン入院給付金の支払われる入院期間中に発生した室料差額 (2) ガン室料差額基準日額にガン入院給付金の支払われる入院の日数を乗じた金額
ガン死亡保障特約	ガン死亡保険金	ガンにより死亡されたとき	ガン死亡保険金額
	ガン高度障害保険金	ガンにより約款所定の高度障害状態になられたとき	

各特約にはいずれにも死亡給付金があり、被保険者の死亡時における解約返戻金相当額をお支払いします。

3. 保険料例

終身保障タイプ / 終身払

月払・口座振替扱(単位:円)

性別	年齢	主契約 日額 10,000円			ガン 先進医療 特約	ガン診断 給付特約 100万円	ガン室料差額 給付特約 日額1万円	在宅療養 給付特約 (主契約 日額 × 20)	ガン死亡 保障特約 100万円
		新ガン 保険	新ガン 保険	新/旧					
男性	20歳	990	1,060	93.4%	87	1,176	340	180	242
	30歳	1,340	1,400	95.7%	87	1,663	470	240	346
	40歳	1,910	1,930	99.0%	87	2,540	650	340	529
	50歳	2,850	2,810	101.4%	87	3,952	980	530	850
女性	20歳	850	1,040	81.7%	87	1,047	300	100	163
	30歳	1,110	1,360	81.6%	87	1,469	370	140	224
	40歳	1,490	1,900	78.4%	87	2,004	520	220	321
	50歳	2,030	2,760	73.6%	87	2,594	710	310	470

・既契約への対応について

従来商品である新医療保険・新ガン保険に既にご加入いただいているお客さまに対しても、今般発売する新商品の主要な保障をご提供し、お手持ちのご契約を活かして必要な保障が追加できるようにいたします。

1. 「先進医療特約」、「ガン先進医療特約」に関する対応

(1) 宿泊費の保障を追加します

「新医療保険」に付加した「先進医療特約」および「新ガン保険」に付加した「ガン先進医療特約」について、従来の保障内容に先進医療を受けるために必要とされたホテル等の宿泊費もお支払対象として追加します。(2010年3月2日以降)

なお、これによる保険料の変更はなく、またお客さまからお手続きをいただく必要はありません。

対象となる特約・給付金		お支払事由	お支払いする給付金	
特約名	給付金名称		平成 22 年 3 月 2 日以降	平成 22 年 3 月 1 日以前
先進医療特約	先進医療給付金	約款所定の先進医療による療養を受けられたとき	(1) 先進医療にかかわる技術料 (2) 先進医療を受けるために必要とした病院・診療所までの交通費	(1) 先進医療にかかわる技術料 (2) 先進医療を受けるために必要とした病院・診療所までの交通費
ガン先進医療特約	ガン先進医療給付金		(3) 先進医療を受けるために必要とした宿泊費(1泊1万円が上限)	

(2) 更新限度年齢を 80 歳 90 歳に変更します

従来、両特約の更新について、更新後の特約保険期間は 80 歳満了を上限としていましたが、その限度を 90 歳満了に引き上げます。(主契約の更新限度年齢と同様となります。)

なお、この改定内容は主契約が定期保障タイプの場合に適用されます。

(3) 特約保険期間を終身に変更することができます(予定)

従来商品では、主契約が終身保障タイプの場合でも、両特約の保険期間は 80 歳満了としております。

今後は、今般の新商品と同様、主契約が終身保障タイプの場合には両特約の保険期間をお客さまのご希望に応じて 80 歳満了から終身にまで変更できるよう準備を進めます。(2010年夏から秋頃の取扱開始を予定)

なお、このお取扱いに際しては、変更に必要な金額をお払込みいただいたうえで、将来の保険料・保険料払込期間を変更させていただきます。

2. 新設の特約に関する対応

(1) 新医療保険: 「脳卒中治療支援特約」、「室料差額給付特約」を中途付加することができます(予定)

これらの特約を、お客さまのご希望に応じてお手持ちの新医療保険のご契約に付加できるよう準備を進めます。(2010年夏から秋頃の取扱開始を予定)

(2) 新ガン保険: 「ガン室料差額給付特約」を中途付加することができます(予定)

新医療保険と同様に、本特約をお手持ちの新ガン保険のご契約に付加できるよう準備を進めます。(2010年夏から秋頃の取扱開始を予定)

上記 1.(3)および 2. の取扱につきましては、準備が整い次第、当社オフィシャル・ホームページ等を通じてご案内申し上げます。

以上